

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針 6 (10) カ及びキにかかる Q & A

No.	質問	回答
1	過去に一度もサ高住として登録したことがない有料老人ホームだが、今回の有料指針改正は関係ないと思ってよいのか。	貴見のとおりです。 過去にサ高住の登録をしたことがない有料老人ホームに関しては一切関係ありません。
2	過去にサ高住として登録していたことはないが、必要な手続きを取れば今回改正の例外適用の対象とすることは可能か。	過去に一度もサ高住として登録のなかった場合は、今回改正の例外適用の対象にはなりません。あくまで過去にサ高住の登録をしていた物件の不公平性を解消するための救済措置です。
3	「過去に」というのはどの時点での「過去」のことか。今回の指針改正時（令和7年5月1日時点）以前ののことか。それとも、有料老人ホームとして届出する時点以前ののことか。	有料老人ホームとして届出（正確には開所）する時点以前のことで す。 例えば、令和7年11月1日開所予定として令和7年6月10日に有料老人ホーム設置届を提出した場合、開所予定の令和7年11月1日より前にサ高住として登録されていれば例外適用の対象となります。
4	新たに有料老人ホームの届出をする法人が過去にサ高住の登録をしていた法人とは異なるが、建物が同じであれば例外適用の対象となるのか。	例外適用の対象となります。運営法人が同一であるかどうかは関係ありません。
5	サ高住の登録を廃止して有料老人ホームとして運営することを考えている。すべての居室が個室で居室面積は内法で13㎡以上ある。また、廊下幅も中廊下で2,700mm、片廊下で1,800mmを確保している。有料指針も満たしていることになるが、今回の改正に基づく例外適用の手続きが必要になるのか。	有料指針に適合できていれば、今回の改正に基づく例外適用の手続きは必要ありません。通常の有料老人ホーム設置届に必要な書類を提出いただければ結構です。
6	今回の改正内容は有料老人ホームに該当しないサ高住（いわゆる「単純サ高住」）だった場合も含まれるのか。	単純サ高住も含まれます。（単純サ高住であった建物を有料老人ホームとして運営する場合が該当します。） なお、単純サ高住廃止後も有料老人ホームとして運営しない（有料老人ホームに該当しない）場合は、当然ですが有料老人ホームの届出自体が不要ですので有料指針は関係ありません。
7	「サ高住の登録を廃止して」とあるが、どのようなパターンを想定しているのか。	主に次の 2つのパターンを想定しています。 ①有料老人ホームに該当するサ高住がサ高住の登録を廃止し、サ高住廃止の翌日から継続して有料老人ホームとして運営する場合 ②過去にサ高住の登録をしてサ高住として運営されていたが廃止して閉鎖した後に、同じ物件を活用して有料老人ホームとして運営する場合
8	例外適用の設置届を提出して運営した数年後に改修工事を行った場合、例外適用は継続されるか。	改修工事の内容によります。改修工事後もサ高住設計指針に適合していれば例外適用は継続することができますが、改修工事後にサ高住設計指針に適合しなくなると例外適用はできなくなります。また、継続する場合も必要な手続きがあります。改修工事前の計画段階で必ず相談するようにしてください。
9	居室面積や廊下幅以外の指針についても例外適用はあり得るのか。例えば、消防法上は設置の義務がなく（要介護度3～5の入居者数が定員の過半数未満など）スプリンクラーを設置していない場合はどうか。	今回の有料指針改正の例外適用はあくまで居室面積と廊下幅に関してのみです。それ以外の指針不適合については適用されません。スプリンクラーの未設置についても適用外になります。

注1 サ高住：サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5条の第 1項の登録を受けているもの）

注2 有料指針：名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針

注3 サ高住設計指針：名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針

注4 例外適用：名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針 5 (10) カ・キのこと